

# 岐阜県土地利用基本計画書

(第五次)

平成30年3月

岐 阜 県

# 岐阜県土地利用基本計画（第五次）

## 目次

<b>1 土地利用の基本方向</b> .....	1
<b>(1) 県土利用の基本方針 ～「持続可能な県土利用に向けて」～</b> .....	1
ア 県土利用の基本理念 .....	1
イ 県土利用をめぐる諸状況の変化 .....	1
ウ 県土利用の課題 .....	3
エ 持続可能な県土利用の基本方向 .....	3
オ 多様な主体による県土管理の推進 .....	4
<b>(2) 地域類型別の県土利用の基本方向</b> .....	4
ア 都市 .....	4
イ 農山村 .....	5
ウ 自然維持地域 .....	5
<b>(3) 地域別の県土利用の基本方向</b> .....	6
ア 岐阜地域 .....	6
イ 西濃地域 .....	7
ウ 中濃地域 .....	7
エ 東濃地域 .....	8
オ 飛騨地域 .....	9
<b>(4) 土地利用の原則</b> .....	9
ア 都市地域 .....	10
イ 農業地域 .....	10
ウ 森林地域 .....	11
エ 自然公園地域 .....	11
オ 自然保全地域 .....	11
<b>2 5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針</b> .....	13
(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域 .....	13
(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域 .....	13
(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域 .....	13
(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域 .....	13
(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域 .....	13

(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域	1 4
(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域	1 4
(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域	1 4
(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域	1 4

### **3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画** 1 4

(参考1) 地域別の土地利用の基本方向における地域の区分	1 5
------------------------------	-----

(参考2) 土地利用基本計画図地域区分別面積	1 6
------------------------	-----

(参考3) 地域区分が重複する場合の調整指導方針	1 8
--------------------------	-----

# 岐阜県土地利用基本計画

この岐阜県土地利用基本計画（以下「基本計画」という。）は、岐阜県の区域について適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき国土利用計画（全国計画及び岐阜県計画）を基本として策定したものであり、平成23年4月8日に策定した前計画について所要の見直しを行ったものである。

この基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法令に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となる計画である。

すなわち、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については、個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。

## 1 土地利用の基本方向

### (1) 県土利用の基本方針 ～「持続可能な県土利用に向けて」～

#### ア 県土利用の基本理念

岐阜県は自然に恵まれており、北部の飛騨地域では、御嶽山、乗鞍岳、奥穂高岳など標高3,000mを超える山々が連なり、南部の美濃地域は濃尾平野に木曾川、長良川、揖斐川が流れています。そのため、古くから「飛騨の山」、「美濃の水」という意味で「飛山濃水」の地と呼ばれています。

その多様な自然は、県民の多くが自慢に思う「ふるさとの誇り」となっており、特に、県土面積の約8割を占める森林が生み出す豊かな水は、全国有数の美しさを誇る川から海に通ずる豊かな清流となって県土を潤しています。

そして、流域に住む人々の生活とのかかわりの中で里川文化が生まれ、世界農業遺産に認定された「清流長良川の鮎」をはじめ、「飛騨の木工芸」、「美濃和紙」、「関の刃物」、「東濃の陶磁器」など、地域独自の資源を生み出してきました。

この先人のたゆみない努力によって守り育てられた自然豊かな県土の利用にあたっては、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることから、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、諸状況の変化を踏まえ、総合的かつ計画的に行わなければなりません。

#### イ 県土利用をめぐる諸状況の変化

今後の県土の利用を計画するにあたっては、県土利用をめぐる次のような諸状況の変化を考慮する必要があります。

##### 【人口減少と高齢化の進展】

国勢調査によると、岐阜県の総人口は平成12年をピークに減少傾向にあり、ま

たその構成については、年少人口（0～14歳）が減少する一方、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進行しています。

こうした中、人口の地域的偏在も進んでいます。農山村の高齢化が著しい地域では、高齢の農業就業者の離農による農地の荒廃等により地域の維持そのものが困難になる集落が増大するおそれがあります。また、都市においては、人口の減少による中心市街地の空洞化、低・未利用地や空き家の増加等により土地利用効率の低下が懸念されます。

#### 【交通ネットワークの形成】

東海環状自動車道西回り区間や東海北陸自動車道の四車線化、中部縦貫自動車道等の整備が進められており、交通ネットワークが充実しつつあります。

さらに、平成39年頃を目途に東京・名古屋間を結ぶリニア中央新幹線の整備が進められており、県内には岐阜県駅（仮称）及び中部総合車両基地などのリニア関連施設が建設される予定です。その効果を県内全域に最大限に波及させるための具体的な施策が検討されています。

こうした交通ネットワークの充実、人、モノの広域的な動きを活発にし、新たな企業の立地、モノづくり産業（製造業）、農林畜水産業、観光産業の発展などが期待されます。

#### 【安全性への要請の高まり】

県土の多くが中山間地域にあることや市街地の多くが河川に囲まれた低い平地に立地する等災害に対して脆弱な構造を有しているという要因に加えて、近年の局地的な豪雨等の異常気象による水害や土砂災害の増加、平成26年9月に発生した御嶽山の火山災害、今後予想される南海トラフ地震や内陸直下型地震の発生、橋梁や道路等の社会資本の老朽化、農林地の管理放棄等による管理水準の低下が懸念される中、県土の安全性に対する要請はますます高まっています。

そのため、各種災害等を想定したリスクを踏まえて脆弱性を評価し、その対応方針を検討して、効率的・効果的に県土の強靱化を図ることが必要となります。

#### 【豊かで美しい環境、景観に対する意識の高まり】

資源やエネルギーの大量消費が依然として続いている中、自然環境や景観の悪化、生物多様性の損失等に加え、地球温暖化等地球規模の環境問題が深刻になってきました。

県では、平成18年5月に開催された「全国植樹祭」、平成22年6月に全国で初めて河川を舞台にして開催された「全国豊かな海づくり大会～ぎふ長良川大会～」、そして、平成27年10月に開催された「全国育樹祭」を通じて、森林や森林が育む清流を保全することの大切さを発信することにより県民の環境保全意識も一層高まりを見せています。

こうした中、清流とその源となる山々に代表される豊かで美しい「清流の国ぎふ」を自然と人間とのかかわりの中で維持・保全し、その恵みを新たな世代へ引き継いでいく必要があります。

また、農山村の荒廃や野生鳥獣被害の深刻化等による地域特有の景観や落ち着いた都市景観の喪失、生活環境、自然環境の悪化が懸念される一方、自然とのふれあいや心の豊かさに対する志向の高まりとともに、良好な景観形成に向けて取組が進

められるなど、人の営みと自然の営みの調和を図ることにより美しくゆとりある県土利用を進めることが求められています。

## ウ 県土利用の課題

今後の県土利用において取り組むべき課題は、県土利用をめぐる諸状況の変化を踏まえ、土地の効率的利用、土地需要の調整の観点から県土の有効利用を図り、土地需要の量的な調整を行うこと、地域の活力を生み出し、安全性への要請や環境への関心の高まりにこたえる県土利用の質的向上を図ることです。

ただし、人口が減少し、土地需要の減少が見込まれる現在の状況において、土地利用における重要度は従来の土地需要の調整から県土利用の質的向上へと移行しつつあります。

これらを踏まえ、多様な主体による管理のもと、より良い状態で県土を次世代に引き継ぐ「持続可能な県土利用」を行うことが重要です。

## エ 持続可能な県土利用の基本方向

### (ア) 安心して暮らせる県土利用

防災施設整備をはじめとしたハード対策と災害関連情報伝達システムの構築等ソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図ったうえで、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが必要です。

そのため、被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方を踏まえた橋梁や道路等、社会資本の計画的な維持管理、水系の総合的管理、農地の管理保全、森林の公益的機能の向上を高めていきます。

また、中長期的な視点から、高齢者施設等の要配慮者利用施設や災害時に重要な役割が期待される公共施設等について災害リスクの低い地域への立地を促すことにより、より安全な地域への居住を誘導する取組を進めることも重要です。

### (イ) 清流と自然を守り美しく持続可能な県土利用

「清流の国ぎふ」を新たな世代へと守り育てていくために、森・里・川・海が一体となった自然環境を保全するとともに、循環型社会づくり、地球温暖化の防止、次世代エネルギーの創出・活用、環境に配慮した自主的行動ができる人づくりに取り組み、環境負荷の低減につなげます。

また、自然環境の活用については、持続可能で魅力ある県土づくりや地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能を活用する等の取組を推進します。また、資源を生み出す里山里川等の良好な管理と資源の利活用に努め、古くから伝えられている知恵や技術を継承します。さらに、自然公園などの自然資源や農山村における緑豊かな環境、人と地域の自然との関わりの中で育まれた伝統や歴史等を活かした観光や産品による雇用の創出等を通じて、都市や農山村の様々な地域間交流を促進します。

### (ウ) 地域の活力が創出される県土利用

人口減少、少子高齢化の進展などの変化の中で、地域の活力を生み出していくために、広域的な交流拡大につながる道路の整備等により新たな企業の誘致、人・モノの交流拡大を図り、モノづくり産業（製造業）、農林畜水産業、観光産業等

の地域産業を振興するとともに人が集まり、経済が循環する拠点性の高い地域づくりを進めます。

行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や住居を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外部への市街地の拡大を抑制します。集約化する中心部では、低・未利用地や空き家の有効利用により、県内への移住定住の促進、市街地の活性化及び土地利用の効率化を図ります。

農林業等に供する土地利用を含む自然的土地利用については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、県土保全等の多面的機能を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地集積・集約を進めることを通じて、荒廃農地の発生防止・解消と効率的な利用を図ります。また、県土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備・保全を進めます。

## オ 多様な主体による県土管理の推進

持続可能な県土利用に向けた取組は、国及び県が示す広域的な方針とともに、各地域における自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえ、地域の合意に基づく土地利用との総合的な調整のうえ進めます。このため、地域住民や市町村等、地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方について検討するなど、地域主体の取組を促進することが重要です。

特に、県土管理については、このような地域による取組を基本としつつ、県土の多面的な価値に応じた公的主体及び土地所有者による管理と合わせ、良好な水資源をはじめとした県土の恵みを受取る都市住民や民間企業等の森林づくりへの参加等、多様な主体による県土管理を進めます。

## (2) 地域類型別の県土利用の基本方向

代表的な地域類型として、都市、農山村、自然維持地域の県土利用の基本方向を以下のとおりとします。なお、地域類型別の県土利用にあたっては、相互の関係性に鑑み、相互の機能分担、交流・連携といった地域類型別のつながりを双方向的に考慮することが重要です。

### ア 都市

人口減少・少子高齢化に対応し、地域の活力を創出するため、集約型都市構造（コンパクトシティ）を視野に入れ、環境への負荷の少ない安全で暮らしやすい拠点性の高いまちづくりを推進します。

このため、中心市街地における都市機能の集積や都市地域における公共交通の拡充を推進しつつ、既成市街地においては再開発等により土地利用の高度化を図るとともに低・未利用地や空き家等の有効利用を促進します。特に、空き家については一戸建てとともに大型団地の空室が増加していることも踏まえ、高齢者福祉施設や市民の交流の場としての活用など、一層の有効利用を図る必要があります。

また、地域の合意を踏まえ、災害リスクの高い地域への都市化抑制や既に主要な都市機能が災害リスクの高い場所に立地している場合は、耐震化等により安全性の向上を促進していくことに加え、災害時の避難場所やオープンスペースの確保に配慮しつつ、災害リスクの低い地域に集約を図ることも重要です。集約化する地域の外側についても、公共サービスのあり方や土地利用等についての地域の状況に応じた対応を行います。

これらの取組により、より安全で環境負荷の低いまちづくりを進めるとともに、中心市街地の活性化など街の賑わいを取り戻し、高齢化にも対応した歩いて暮らせるまちづくり、地域住民にとっても利便性を実感できるまちづくりを実現していきます。

さらに集約化した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山村の相互の機能分担や交流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図ります。なお、新たな土地需要がある場合には既存の低・未利用地の再利用を優先させる一方、農地や森林を含む自然的土地利用からの転換については、周辺土地利用との調和に配慮します。

また、災害に強い安全な都市の形成、都市緑化等による環境への負荷が少ない都市の形成を進めるとともに、良好なまちなみ景観の形成等により美しくゆとりある環境の形成を図ります。

## イ 農山村

農山村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観を有する等、県民共有の財産であるという認識の下、農林畜水産業や地域産業の振興、生活環境の整備、農山村と都市の交流促進等を推進し、活力ある農山村づくりを進めるとともに森林整備や適切な農業用施設等の保全管理により災害に強い農山村づくりを促進します。

また、6次産業化などによる農林畜水産物の高付加価値化や新たな木材需要の創出等を通じた農林畜水産業の成長産業化等によって雇用促進や所得向上を図り、総合的な就業機会を確保すること等により元気な地域社会を築きます。

急激な人口減少により生活サービス機能等の維持が困難になると見込まれる中山間地域等の集落地域においては、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を歩いて動ける範囲に集め、周辺地域と公共交通などのネットワークでつないだ「小さな拠点」の形成を進めることも有効です。

このような中で、農業の担い手への農地の集積・集約、緩衝地帯の設置等による野生鳥獣被害への対応、森林資源の循環利用や森林の適切な整備や保全を進めること等により、農山村における集落を維持して、優良農地や森林を確保し、地域住民に加え、企業・NPO・都市住民などの多様な参加によって適切な管理を行います。また、あわせて、農山村における景観、生態系の維持・形成を図るとともに、都市との機能分担や交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図ります。

農地と宅地の混在する地域では、地域住民の意向に配慮しつつ、農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を進めます。

## ウ 自然維持地域

高い価値を有する原生的な自然の地域や野生生物の重要な生息・生育地、優れた自然の風景地など自然環境の保全のために維持すべき地域については、都市や農山村を含めた生態系ネットワークの中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、自然環境が劣化している場合は再生すること等により適正に保全します。その際、外来生物の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めるとともに、都市・農山村との適切な関係を構築します。あわせて、



自然環境データの整備等を総合的に行います。また、適正な管理の下、自然の特性を踏まえつつ、自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図ります。

### (3) 地域別の県土利用の基本方向

地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえ、当該地域の振興を図るため、地域固有の自然的、社会的、経済的特性に対応する土地利用を確保し、環境の保全が図られるよう適切に対処しなければなりません。

地域の区分は、岐阜地域（岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡及び本巣郡）、西濃地域（大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡及び揖斐郡）、中濃地域（関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡及び可児郡）、東濃地域（多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市及び土岐市）、飛騨地域（高山市、飛騨市、下呂市及び大野郡）の5区分とします。

#### ア 岐阜地域

岐阜地域は、県南西部に位置し、南部には木曾川、長良川、揖斐川により形成された濃尾平野が広がっており、北部には越美山系からなる山間地が広がっています。この地域では、岐阜市、羽島市、各務原市などの市街地が形成されており、本県の行政、経済の中心であるとともに、県全体の約4割となる80万人の人口が集中している地域となっています。

これらの地区では、本県の中核をなす地域として、駅周辺及び主要幹線道路沿いの交通条件の良さを活かし、低・未利用地の有効利用・再開発等によって都市機能を集約して土地の高度利用を図るとともに、住宅地・商業地等を適正に配置することにより良好な市街地の整備を進めます。

なお、市街地整備にあたっては、安全性、環境、景観に十分配慮して計画的に進めます。

また、東海環状自動車道西回りルート全線の開通により交通・物流の利便性の飛躍的な向上が期待されます。今後も、成長分野及び航空宇宙産業を中心とした企業誘致を促進し、産業の集積を図るため、周辺環境との調和に配慮しつつ必要に応じた用地の確保に努めます。

この地域においては、えだまめやいちごなどの野菜、かきなどの果樹の栽培を中心に都市近郊型農業が営まれています。今後も農業の振興を図るため、優良農地の確保と整備、農地の集積・集約及び荒廃農地の解消を図ります。

岐阜地域北部の山間地では、スギを中心とした林業が行われています。今後は、林業と自然環境との共存や観光、生活環境も考慮した「100年の森林づくり計画」に基づいて適正な森林配置を行うとともに、県土保全、水源かん養機能等公益的機能の維持増進及び林業の振興のための森林整備及び管理を進めます。

なお、飛騨木曾川国定公園内の景観美や本巣市北部の自然環境保全地域などにおける優れた自然環境を適正に保全するとともに、希少野生動植物の生息地の保護保全に努めます。

この地域における土地利用の安全を確保するため、土砂災害対策、治水対策、大規模地震対策を進めるほか、積雪量が多い北部においては大雪対策を推進します。

## イ 西濃地域

西濃地域は、県西部に位置し、南東部は濃尾平野の一角を占めており、大垣市以南は揖斐川、長良川に沿って海拔ゼロメートル地帯が広がっています。また、北部から西部にかけては越美山系、伊吹山系、養老山系がつらなる山間地が広がっています。この地域は、大垣市を中心に市街地が形成されており、同市のソフトピアジャパンはICT関連企業が集積した情報産業基地として、「中部圏のICT拠点」をめざした地域づくりが行われています。

これらの地区では、駅周辺及び主要幹線道路沿いの交通条件の良さを活かし、低・未利用地の有効利用・再開発等によって都市機能を集約して土地の高度利用を図るとともに、住宅地・商業地等を適正に配置することにより良好な市街地の整備を進めます。なお、市街地整備にあたっては、安全性、環境、景観に十分配慮して計画的に進めます。

また、東海環状自動車道西回りルート全線の開通により交通・物流の利便性の飛躍的な向上が期待されます。今後も成長分野を中心とした企業誘致を促進し産業の集積を図るため、周辺環境との調和に配慮しつつ必要に応じた用地の確保に努めます。

さらに、高い知名度を誇る史跡である関ヶ原古戦場については、自然環境及び景観との一体的な保全と継承に努めるとともに、観光資源としての活用を促進し、周辺地域の活性化を図ります。

この地域では、大区画ほ場整備が進んでおり、水稻などの土地利用型作物の作付けやトマト・きゅうり等の施設園芸が営まれています。今後も農業の振興を図るため、優良農地の確保と整備、農地の集積・集約及び荒廃農地の解消を図ります。

西濃地域北部及び西部の山間地では、スギを中心とした林業が行われています。今後は、林業と自然環境との共存や観光、生活環境も考慮した「100年の森林づくり計画」に基づいて適正な森林配置を行うとともに、県土保全、水源かん養機能等公益的機能の維持増進及び林業の振興のための森林整備及び管理を進めます。

揖斐関ヶ原養老国定公園や揖斐県立自然公園における養老山系や揖斐川上流の峡谷美などの優れた自然環境を適正に保全するとともに、希少野生動植物の生息地の保護保全に努めます。

この地域における土地利用の安全を確保するため、土砂災害対策、治水対策、大規模地震対策を進めるほか、積雪量が多い北部においては大雪対策を推進します。

## ウ 中濃地域

中濃地域は、県のほぼ中央に位置し、北部及び東部には中部山岳、白山山系あるいは御嶽山からつらなる山間地が広がっており、農林業などの第1次産業が中心となっています。南部は、長良川、木曾川沿いに丘陵地や平坦地が広がっており、関市、美濃市、美濃加茂市、可児市及び郡上市において市街地が形成されています。

これらの地区では、駅周辺及び主要幹線道路沿いの交通条件の良さを活かし、低・未利用地の有効利用・再開発等によって都市機能を集約して土地の高度利用を図るとともに、住宅地・商業地等を適正に配置することにより良好な市街地の整備を進めます。なお、市街地整備にあたっては、安全性、環境、景観に

十分配慮して計画的に進めます。

また、東海北陸自動車道及び東海環状自動車道の各インターチェンジ及び主要幹線道路沿いにおいては、その交通及び物流の利便性を活用し、成長分野を中心とした企業の誘致を促進し、産業の集積を図ります。そのため、周辺環境との調和に配慮しつつ必要に応じた用地の確保に努めます。さらに、この地域には花フェスタ記念公園やぎふ清流里川公園（仮称）といった都市公園が複数存在していることから、観光資源としての活用を促進し、周辺地域の活性化を図ります。

この地域では、水稻、野菜、茶等を中心として、中山間地の特徴を活かした多様な農業が展開されています。今後も農業の振興を図るため、優良農地の確保と整備、農地の集積・集約及び荒廃農地の解消を図ります。

中濃地域の中央部から北部にかけての山間地ではスギを、東部の山間地ではヒノキを中心とした林業が行われています。今後は、林業と自然環境との共存や観光、生活環境も考慮した「100年の森林づくり計画」に基づいて適正な森林配置を行うとともに、水源かん養機能等公益的機能の維持増進と林業の振興のための森林整備及び管理を進めます。

飛騨木曾川国定公園や奥長良川県立自然公園における飛騨川・木曾川、長良川の峡谷美などの優れた自然環境を適正に保全するとともに、希少野生動植物の生息地の保護保全に努めます。

この地域における土地利用の安全を確保するため、土砂災害対策、治水対策、大規模地震対策を進めるほか、積雪量が多い北西部においては大雪対策を推進します。

## エ 東濃地域

東濃地域は、県南東部に位置し、東部は御嶽山や恵那山につらなる山間地が広がっており、木曾川及び土岐川沿いには丘陵地が形成されています。この地域は、多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市及び土岐市において市街地が形成されており、西部は窯業原料となる陶土が豊富であることから、美濃焼の生産地として有名です。

これらの地区では、駅周辺及び主要幹線道路沿いの交通条件の良さを活かし、低・未利用地の有効利用・再開発等によって都市機能を集約して土地の高度利用を図るとともに、住宅地・商業地等を適正に配置することにより良好な市街地の整備を進めます。なお、市街地整備にあたっては、安全性、環境、景観に十分配慮して計画的に進めます。

平成39年のリニア中央新幹線（東京－名古屋間）が開業することに伴い、岐阜県駅が中津川市に設置されることから、開業効果を県内全域に最大限波及させるため、岐阜県駅（仮称）を中心とした県内の地域づくりを戦略的に進めます。そこで、都市部や海外からの観光客に岐阜県が行き先として選択されるよう、観光客を岐阜県へ呼び込む拠点としての土地利用を推進します。また、中央自動車道や東海環状自動車道、国道19号、JR中央本線などの交通ネットワークを活用し、成長分野を中心とした企業誘致と産業集積を図ります。そのため、周辺環境との調和に配慮しつつ必要に応じた用地の確保に努めます。

この地域では、養鶏を中心に畜産業が盛んに営まれており、東部においては、特産品である栗菓子の原料となるくりの生産量が県全体の約8割を占めています。今後も農業の振興を図るため、優良農地の確保と整備、農地の集積・集約及び荒廃農地の解消を図ります。

東濃地域東部の山間地ではヒノキを中心とした林業が行われています。今後は、林業と自然環境との共存や観光、生活環境も考慮した「100年の森林づくり計画」に基づいて適正な森林配置を行うとともに、水源かん養機能等公益的機能の維持増進と林業の振興のための森林整備及び管理を進めます。

土岐三国山県立自然公園や恵那峡県立自然公園などにおける丘陵地帯からの展望景観美や峡谷美などの優れた自然環境を適正に保全するとともに、希少野生動植物の生息地の保護保全に努めます。

この地域における土地利用の安全を確保するため、土砂災害対策、治水対策、大規模地震対策を進めます。

## オ 飛騨地域

飛騨地域は県北部に位置する四方を山で囲まれた地域であり、豊富な自然資源だけでなく、温泉や古い町並み、白川郷などの観光資源に恵まれた地域です。また、森林面積が地域総面積の9割を占め、豊富な森林資源がこの地域の地場産業である木工産業を支えています。高山市及び飛騨市内を流れる神通川沿いの平坦地及び下呂市には市街地が形成されています。

これらの地区では、駅周辺及び主要幹線道路沿いの交通条件の良さを活かし、低・未利用地の有効利用・再開発等によって都市機能を集約して土地の高度利用を図るとともに、住宅地・商業地等を適正に配置することにより良好な市街地の整備を進めます。なお、市街地整備にあたっては、安全性、環境、景観に十分配慮して計画的に進めます。

また、東海北陸自動車道や中部縦貫自動車道、国道41号、国道156号などの交通ネットワークを活用し、成長分野を中心とした企業誘致を推進し、産業の集積を図ります。そのため、周辺環境との調和に配慮しつつ必要に応じた用地の確保に努めます。

この地域では、夏季の冷涼な気候を活かして、トマトやほうれんそうなどの夏秋野菜類、ももやりんごなどの果樹の栽培、また肉用牛の生産がさかんに行われています。今後も農業の振興を図るため、優良農地の確保と整備、農地の集積・集約及び荒廃農地の解消を図ります。

飛騨地域北部の山間地ではスギを、南部ではヒノキを中心とした林業が行われていますが、他の地域に比べ天然林の割合が高い地域です。今後は、林業と自然環境との共存や観光、生活環境も考慮した「100年の森林づくり計画」に基づいて適正な森林配置を行うとともに、水源かん養機能等公益的機能の維持増進と林業の振興のための森林整備及び管理を進めます。

この地域は、中部山岳及び白山の2つの国立公園や飛騨木曾川国定公園のほか、7つの県立自然公園を有するなど、全国でも有数の自然景観に恵まれています。これらの良好な自然及び貴重な動植物の保護・保全に加え、その魅力を発信することにより観光資源としての適切な利用促進を図ります。

この地域における土地利用の安全を確保するため、土砂災害対策、治水対策、大規模地震対策、火山災害対策を進めるほか、積雪量が多い北部においては大雪対策を推進します。

## (4) 土地利用の原則

県土利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自

然公園地域、自然保全地域の5地域ごとに、それぞれ、次の原則に従って適正に行わなければなりません。なお、5地域のいずれにも属さない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連等を考慮して適正な土地利用を図るものとします。

なお、土地利用に関連する制度改正が行われた場合は、その制度改正の趣旨を十分考慮することとします。

## ア 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域です。

都市地域の土地利用については、農林業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するものとします。

(ア) 市街化区域（都市計画法第7条第1項の市街化区域をいう。以下同じ。）は、すでに市街地を形成している区域及び優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であることを考慮して、安全性、快適性、利便性等に十分配慮した市街地の開発、交通体系の整備、上下水道、その他の都市施設の整備を計画的に推進するとともに、当該地域内の樹林地、水辺地等自然環境を形成しているもので、良好な生活環境を維持するため不可欠なものについては、積極的に保護、育成を図るものとします。

(イ) 市街化調整区域（都市計画法第7条第1項による市街化調整区域をいう。以下同じ。）においては、特定の場合を除き、都市的な利用を避け、良好な都市環境を保持するための緑地等の保全を図るものとします。

(ウ) 市街化区域及び市街化調整区域以外の都市地域における用途地域（都市計画法第8条第1項第1号による用途地域をいう。以下同じ。）内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準ずるものとし、用途地域以外の都市地域においては、土地利用の動向を踏まえ、環境及び農林地の保全に留意しつつ、都市的な利用を認めるものとします。

## イ 農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域です。

農業地域の土地利用については、農用地が食料供給源として国民の最も基礎的な土地資源であるとともに、良好な生活環境や自然環境の構成要素であることにかんがみ、現況農用地は、極力その保全と有効利用を図るとともに、県土の有効利用、生産性の向上等の見地から農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。以下同じ。）において今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備するものとします。

(ア) 農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることにかんがみ、土地改良、農地の集約化等の農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとします。

(イ) 農用地区域を除く農業地域内の農地等については、都市計画等農業以外の土地利

用計画との調整を了した場合には、その転用は極力調整された計画等を尊重し、農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地、または農業に対する公共投資の対象となった農地（以下「優良農地」という。）は、後順序に転用されるよう努めるものとし、農業以外の土地利用計画との調整を了しない地域及び農業以外の土地利用計画の存しない地域においては、優良農地の転用は原則として行わないものとします。

## ウ 森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興及び森林の有する諸機能の維持・増進を図る必要がある地域です。

森林地域の土地利用については、森林が木材生産等の経済的機能を持つとともに、県土保全、水源かん養、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能を通じて県民生活に大きく寄与していることにかんがみ、必要な森林の確保を図るとともに森林の有する諸機能が最高度に発揮されるようその整備を図るものとします。

(ア) 保安林（森林法第25条第1項による保安林をいう。以下同じ。）について、県土保全、水源かん養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることにかんがみ、適正な管理を行うとともに、他用途への転用は行わないものとします。

(イ) 保安林以外の森林地域については、経済的機能及び公益的機能の維持・増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地またはこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとします。

なお、森林を他用途に転換する場合には、森林資源の保全と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等公益的機能の低下を防止することを十分に考慮して、周辺の土地利用との調整を図るものとします。

## エ 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域です。

自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健、休養及び教化に資するものであることにかんがみ、優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとします。

(ア) 特別保護地区（自然公園法第21条第1項の特別保護地区をいう。）については、その設定の趣旨に即して景観の厳正な維持を図るものとします。

(イ) 特別地域（自然公園法第20条第1項又は第73条第1項による特別地域をいう。以下同じ。）については、その風致または景観の維持を図るべきものであることにかんがみ、都市的利用、農業的利用等を行うための開発行為は極力避けるものとします。

(ウ) その他の自然公園地域においては、都市的利用、または農業的利用を行うための

大規模な開発、その他自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用は極力避けるものとします。

#### **オ 自然保全地域**

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域です。

自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、広く県民がその恵沢を享受するとともに、将来にわたって県民に自然環境を継承することができるよう積極的に保全を図るものとします。

(ア) 特別地区（自然環境保全法第25条第1項又は第46条第1項による特別地区をいう。以下同じ。）においては、その指定の趣旨にかんがみ、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとします。

(イ) その他の自然保全地域においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとします。

## 2 5 地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち2地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また、3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、1の(2)に掲げる地域類型別の県土利用の基本方向及び1の(3)に掲げる地域別の県土利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとします。

なお、土地利用に関連する制度改正が行われた場合は、その制度改正の趣旨を十分考慮することとします。

### (1) 都市地域と農業地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合  
農用地としての利用を優先するものとします。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合

土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとします。

### (2) 都市地域と森林地域とが重複する地域

ア 都市地域と保安林の区域とが重複する場合  
保安林としての利用を優先するものとします。

イ 市街化区域及び用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合  
原則として都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努めるものとします。

ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林以外の森林地域とが重複する場合

森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとします。

### (3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域と自然公園地域とが重複する場合  
自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら、都市的な利用を図っていくものとします。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する場合  
自然公園としての保護及び利用を優先するものとします。

ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合

両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。

### (4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区とが重複する場合  
自然環境としての保全を優先するものとします。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合

両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。

### (5) 農業地域と森林地域とが重複する地域

ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合



保安林としての利用を優先するものとします。

イ 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとします。

ウ 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとします。

**(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域**

ア 農業地域と特別地域とが重複する場合

自然公園としての保護及び利用を優先するものとします。

イ 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合

両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。

**(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域**

ア 農業地域と特別地区とが重複する場合

自然環境としての保全を優先するものとします。

イ 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合

両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。

**(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域**

両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。

**(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域**

両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。

**3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画**

別表に掲げた公的機関を主体とする開発保全整備計画については、当該計画に基づく事業が促進されるよう土地利用上配慮するものとします。

(別表)

計 画 名	事業目的	規 模	位 置	計画主体	事業主体
中津川都市計画事業 リニア岐阜県駅周辺 土地区画整理事業	駅周辺施設 の整備	21.6ha	中津川市千旦 林、茄子川	中津川市	中津川市



(参考2) 土地利用基本計画図地域区分別面積

(1) 五地域区分の面積

区 分		面 積 (ha)	割 合 (%)
五 地 域	都市地域	241,619	22.7
	農業地域	159,613	15.0
	森林地域	861,343	81.1
	自然公園地域	195,093	18.4
	自然保全地域	2,957	0.3
計		1,460,625	137.5
白 地 地 域		7,370	0.7
県 土 面 積		1,062,129	100.0

注：県土面積は平成28年10月1日現在。以下同じ。

各地域の面積は土地利用基本計画図により計測したものである。

(2) 五地域の重複状況別面積

区 分		面 積 (ha)	割 合 (%)
重 複 の な い 地 域	(都)	47,521	4.5
	(農)	40,953	3.9
	(森)	562,839	53.0
	(公)	3,502	0.3
	(保)	2	0.0
	計	654,817	61.7
重 複 地 域	(都) と (農)	82,747	7.8
	(都) と (森)	91,596	8.6
	(都) と (公)	3,328	0.3
	(都) と (保)	11	0.0
	(農) と (森)	22,650	2.1
	(農) と (公)	8,798	0.8
	(農) と (保)	3	0.0
	(森) と (公)	165,828	15.6
	(森) と (保)	2,797	0.3
	(都) と (農) と (森)	2,969	0.3
	(都) と (農) と (公)	1,082	0.1
	(都) と (農) と (保)	35	0.0
	(都) と (森) と (公)	12,179	1.1
	(都) と (森) と (保)	109	0.0
	(農) と (森) と (公)	334	0.0
	(農) と (森) と (保)	0	0.0
(都) と (農) と (森) と (公)	42	0.0	
(都) と (農) と (森) と (保)	0	0.0	
計	394,508	37.1	
白 地 地 域		7,370	0.7
県 土 面 積		1,062,129	100.0

注：(都)は都市地域、(農)は農業地域、(森)は森林地域、(公)は自然公園地域、(保)は自然保全地域を示す。

各地域の面積は、土地利用基本計画図により計測したものである。

(3) 参考表示の地域・地区等の面積

地域・地区等	面積 (ha)	備考
市街化区域	22,899	
市街化調整区域	40,163	
その他都市計画区域に おける用途地域	36,793	
農用地区域	52,278	
国有林	179,253	
地域森林計画対象民有林	683,751	
保安林	422,372	
特別地域	78,935	
特別保護地区	14,685	
特別地区	1,919	

都市政策課、農村振興課、林政課、環境企画課の資料による。

(地域の面積は、平成 29 年 3 月 31 日現在)

(参考3)

### 地域区分が重複する場合の調整指導方針

五地域区分	五地域区分	都市地域			農業地域		森林地域		自然公園地域		自然保全地域		
	細区分	市街化用途地域及び	市街化調整区域	その他	農用地区域	その他	保安林	その他	特別地域	普通地域	原生自然環境保全地域	特別地区	普通地区
都市地域	市街化区域及び用途地域												
	市街化調整区域	×											
	その他	×	×										
農業地域	農用地区域	×	←	←									
	その他	×	①	①	×								
森林地域	保安林	×	←	←	×	←							
	その他	②	③	③	④	⑤	×						
自然公園地域	特別地域	×	←	←	←	←	○	○					
	普通地域	⑥	○	○	○	○	○	○	×				
自然保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	×	×	×	×	←	×	×			
	特別地区	×	←	←	←	←	○	○	×	×	×		
	普通地区	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	

×：制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの

←：相互に重複している場合は、矢印方向の土地利用を優先する

○：相互に重複している場合は、両地域が両立するよう調整を図る

①：土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら都市的な利用を認める

②：原則として都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努める

③：森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認める

④：原則として農用地としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認める

⑤：森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認める

⑥：自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら都市的な利用を図る